【指定管理者を募集する施設の概要】

- 1 令和6年度に指定期間が満了となり、指定管理者を募集する施設
- (1) 雄勝漁港の指定施設(雄勝物揚場横泊地①, ②)

【所在地及び施設の内容】

1 所在地 石巻市雄勝町雄勝地先

2 施設の内容

(1) 雄勝物揚場横泊地①

石巻市雄勝町雄勝地先のうち別図に示す延長七五メートル及び幅員三○メートル(漁港漁場整備法第3条に規定する漁港施設のうち漁港管理条例第10条の2第1項の規定に基づく施設の指定(平成13年宮城県告示第958号)されたもの。)

(2) 雄勝物揚場横泊地②

石巻市雄勝町雄勝地先のうち別図に示す延長八五メートル及び幅員三○メートル(漁港漁場整備法第3条に規定する漁港施設のうち漁港管理条例第10条の2第1項の規定に基づく施設の指定(平成13年宮城県告示第958号)されたもの。)

別紙 1-1「施設平面図(雄勝)」参照

【収支実績額(総括表)】

(単位:千円)

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	備考
	(PB等実績40隻)	(PB等実績40隻)	(PB 等見込 35 隻)	
指定管理料 a	1,137	1,110	1,146	
その他 b	0	0	0	
収入計 (a~b)	1,137	1,110	1,146	
人件費 d	1,137			
事務経費 e				
支出計 (d~e)	1,137	1,110	1,146	
収支 (c-f) g	0	0	0	

(2) 磯崎漁港の指定施設

【所在地及び施設の内容】

1 所在地 宮城郡松島町磯崎字長田地先(東防波堤横泊地) 宮城郡松島町磯崎字鷺島地先(船揚場横泊地)

2 施設の内容

(1) 東防波堤横泊地

宮城郡松島町磯崎字長田地先の別紙1に示す延長230メートル及び幅員12.5メートル (漁港漁場整備法第3条に規定する漁港施設のうち漁港管理条例第10条の2第1項の規定に基づく施設の指定(平成13年宮城県告示第958号)されたもの。)

(2) 船揚場横泊地

宮城郡松島町磯崎字鷺島地先の別紙1に示す延長30メートル及び幅員12.5メートル(漁港漁場整備法第3条に規定する漁港施設のうち漁港管理条例第10条の2第1項の規定に基づく施設の指定(平成13年宮城県告示第958号)されたもの。)

別紙 1-2「施設平面図(磯崎)」参照

【収支実績(見込)額(総括表)】

(単位:千円)

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	備考
	(PB等実績54隻)	(PB等実績52隻)	(PB 等見込 54 隻)	
指定管理料 a	1,756	1,702	1,768	
その他 b	0	0	0	
収入計 (a~b)	1,756	1,702	1,768	
人件費 d	1,624	1,576	1,635	
事務経費 e	1 3 2	1 2 6	1 3 3	
支出計 (d~e)	1,756	1,702	1,768	
収支 (c-f) g	0	0	0	

(3) 塩釜漁港の指定施設 (釜の渕泊地)

【所在地及び施設の内容】

1 所在地 塩竈市新浜町三丁目地先

2 施設の内容

泊地 (釜の渕泊地)

塩竈市新浜町三丁目地先の別紙1に示す延長714メートル及び幅員12.5メートル(漁港漁場整備法第3条に規定する漁港施設のうち漁港管理条例第10条の2第1項の規定に基づく施設の指定(平成13年宮城県告示第958号)されたもの。)

別紙 1-3「施設平面図(釜の渕)」参照

【収支実績(見込)額(総括表)】

(単位:千円)

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	備考
	(PB 等実績 167 隻)	(PB 等実績 173 隻)	(PB 等見込 168 隻)	
指定管理料 a	5,281	5,535	5,500	
その他 b	0	0	0	
収入計 (a~b)	5,281	5,368	5,500	
人件費 d	3,977	4,076	4,141	
事務経費 e	1,206	1,459	1,359	
支出計 (d~e)	5,281	5,535	5,500	
収支 (c-f) g	0	0	0	